



栃木県最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の
意見聴取に関する公示

栃木労働局一般公示第2号

栃木地方最低賃金審議会は、栃木県最低賃金の改正決定についての調査審議を行うため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第25条第5項の規定に基づき、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くので、栃木県の区域内で事業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって意見を述べようとする者は、その意見を記載した文書を令和8年7月23日までに、栃木地方最低賃金審議会（宇都宮市明保野町1番4号 宇都宮第2地方合同庁舎 栃木労働局労働基準部賃金室内）あて提出してください。

令和 8 年 7 月 2 日

栃木労働局長 中 野 知 基

意見書の提出に当たっての留意事項

- 1 意見書の提出は持参もしくは郵送のみの受付になります。それ以外の方法（FAX 等）の提出は不可能ですので、ご注意ください。
- 2 意見書の提出の際、陳述を希望される場合は、陳述者の名前、連絡先を確認させていただきます。陳述希望者が2名以上の場合は、会長一任により選定を行い、選ばれた方にのみ連絡をさせていただきます。（選ばれなかった場合は、連絡いたしません。）また、陳述内容が意見書内容と異なる場合は陳述内容を記載した書面の提出も併せて、お願いいたします。